

日本大学藤沢小学校いじめ防止基本方針

はじめに

日本大学藤沢小学校では、「心と体の健康を育む」「基本的な知識を身に付ける」「豊かな体験を通して学ぶ」を教育目標とし、基礎学力の向上、躰教育の徹底、課外活動の奨励に重点を置き、「知育」「徳育」「体育」のバランスの取れた指導を心がけている。

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある深刻な人権侵害である。

いじめは、どの児童にも起こり得るものであるという認識に立ち、この「いじめ防止基本方針」を策定する。また「いじめ防止基本方針」を策定することにより、いじめの防止、早期発見・対策の徹底をはかるものとする。

1. いじめの定義

いじめとは、当該児童が、一定の人間関係にある者から、心理的・物理的な影響を受けたことにより、身体的・精神的な苦痛を感じているもの（インターネット・ソーシャルメディアを通じて行われるものを含む）とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が、いじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行うものとする。

2. いじめ対応チーム

- (1) いじめの情報をキャッチしたら、対応チームを編成し組織として対応する。
- (2) いじめ対応チームは、校長、教頭、生活指導主任、学年主任、学級担任等で構成する。但し、校長が必要に応じて、養護教諭、スクールカウンセラー等を加えることができる。
- (3) いじめ対応チームは、いじめの解消にむけて、情報の処理、対応方針、役割分担を行い、事実の究明と支援・指導にあたる。
 - ・ 被害者（いじめられた児童）への対応
 - ・ 加害者（いじめた児童）への対応
 - ・ 観衆・傍観者への対応原則、複数の教員で対応し、保護者への連絡・報告をする。

3. いじめを許さぬ学校・学級づくり

児童における学校生活が安心・安全で充実したものとなるよう、いじめが起こらない学校・学級づくりに努める。

(1) 学級経営を充実させる

- ・規律と活気ある学級づくりに努める。
- ・正しい言葉遣いができる集団を育てる。
- ・学校生活のルールや規範がきちんと守られる指導を継続して行う。
- ・担任は、自らの学級経営の在り方を定期的に見つめ直す。

(2) 学級活動・道徳教育を活発化させる

- ・いじめを題材として取り上げ、いじめの未然防止や解決の手立てについて児童と共に話し合う。
- ・話し合うことで、いじめに対する共通の認識が生まれ、学級や学年、学校全体の問題として取り組む。

(3) 啓発活動

- ・問題行動の未然防止のため、必要に応じて朝会などで全体に注意喚起を促す。

(4) 早期発見

- ・保護者面談、養護教諭との連携、アンケート調査等により、いじめの早期発見に努める。
- ・スクールカウンセラーを毎週1回、常駐させることで、児童及び保護者が相談できる体制を設ける。
- ・『日本大学は、いじめを絶対許しません!』(日大リーフレット)を活用し、保護者といじめに対する共通の認識をもてるようにする。

(5) 指導記録の作成・管理

- ・いじめに関する記録を残し、次年度に引き継ぐ。

(6) 職員の研修

- ・校内研修を行い職員の研鑽に努め、学校におけるいじめ防止のための取組の改善を図る。

4. 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、直ちに学校法人日本大学及び神奈川県知事に報告する。学校法人日本大学は、調査を実施する主体等を協議する。学校が調査を行う場合は、学校の方針に基づき「いじめ防止対策委員会」を中心に、被害児童・保護者の思いを踏まえるとともに、調査の公平性・中立性の確保に努め、事実関係を明確にする。

学校で行う調査の状況については、いじめを受けた児童及びその保護者に対して必要な情報を適切に提供する。

調査結果を学校法人日本大学及び神奈川県知事に報告する。

調査結果を踏まえ、重大事態発生防止のために必要な取り組みを進める。

平成30年9月1日策定